

鹿児島県屋外広告物条例 新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(禁止地域等) 第3条 次に掲げる地域又は場所においては、 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、<u>田園住居地域</u>、景観地区、風致地区及び特別緑地保全地区並びに同法第41条第1項の規定により知事が建築物の<u>建蔽率</u>に関する制限を定めた区域(これらの地域のうち、知事が指定する区域を除く。) (1)の3 景観法第76条第3項の地区計画等形態意匠条例(<u>第5条第1項第2号の3</u>において「地区計画等形態意匠条例」という。)により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域</p> | <p>(禁止地域等) 第3条 次に掲げる地域又は場所においては、 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、<u>▼</u>、景観地区、風致地区及び特別緑地保全地区並びに同法第41条第1項の規定により知事が建築物の<u>建ぺい率</u>に関する制限を定めた区域(これらの地域のうち、知事が指定する区域を除く。) (1)の3 景観法第76条第3項の地区計画等形態意匠条例(<u>以下「地区計画等形態意匠条例」という。</u>)により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域</p> |
| <p>(管理義務) 第12条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は<u>広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者(次条第1項において「広告物の表示者等」という。)</u>は、これらに関し補修その他必要な管理を行い、良好な状態を保持しなければならない。</p> | <p>(管理義務) 第12条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者<u>又はこれらを管理する者▼</u>は、これらに関し補修その他必要な管理を行い、常に良好な状態を保持しなければならない。</p> |
| <p>(点検) 第12条の2 <u>広告物の表示者等は、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をしなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</u> <u>2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の規定による点検は、法第10条第2項第3号イに掲げる者(第19条の11第1項第1号において「屋外広告士」という。)その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者が行わなければならない。</u> <u>3 前項の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による許可の更新の申請を行う場合には、第1項の規定による点検(当該許可の更新の申請前3月以内に行われたものに限る。)の結果を知事に報告しなければならない。</u></p> | <p>(新規)</p> |
| <p>(業務主任者の設置) 第19条の11 屋外広告業者は、第19条の3第1項第2号の営業所ごとに、講習会修了者等(講習会の修了者又は次の各号のいずれかに該当する者をいう。)のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。 (1) <u>屋外広告士</u></p> | <p>(業務主任者の設置) 第19条の11 屋外広告業者は、第19条の3第1項第2号の営業所ごとに、講習会修了者等(講習会の修了者又は次の各号のいずれかに該当する者をいう。)のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。 (1) <u>法第10条第2項第3号イの登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者</u></p> |

附則 この条例は、公布の日(平成30年12月25日)から施行する。